

高等学校等就学支援金 課税地確認書

学年/組/番号	1-1-10
生徒氏名（自署）	野田 太郎

高等学校等就学支援金の受給資格の審査では、課税地（住民票住所を有する市町村）で課税された税額情報が必要です。課税地は本年の1月1日時点（申請又は届出を行う月が4月～6月の場合には、その前年の1月1日時点）の所在地（住民票住所を有する市町村）によって決まります。そのため、本年の1月1日時点の所在地と前年の1月1日時点の所在地に変更がないか確認する必要があります。

つきましては、以下の【確認事項】に御記入願います。

【確認事項】

該当する項目の□にチェック☑を入れてください。

①2021年1月1日時点と2022年1月1日時点の課税地（住民票住所を有する市町村）は同じですか。

同じです。

同じではありません。

② ①で「同じではありません。」にチェックを入れた方は、以下の項目を記入してください。

No.	課税地が変更となる保護者等の氏名	2022年1月1日時点の課税地	当てはまる場合は□にチェック
1	野田 一郎	広島 都道 府 県 広島 市区 町 村	<input type="checkbox"/> 2022年1月1日時点で日本国内に住所を有していない。
2		都道 府 県 市区 町 村	<input type="checkbox"/> 2022年1月1日時点で日本国内に住所を有していない。
3		都道 府 県 市区 町 村	<input type="checkbox"/> 2022年1月1日時点で日本国内に住所を有していない。
4		都道 府 県 市区 町 村	<input type="checkbox"/> 2022年1月1日時点で日本国内に住所を有していない。
5		都道 府 県 市区 町 村	<input type="checkbox"/> 2022年1月1日時点で日本国内に住所を有していない。

補足：課税地の例（A市からB市、C市へ引越している場合）



2022年4月～6月に申請する場合の課税地→A市（2021年1月1日時点の住所）

2022年7月～2023年3月に申請する場合の課税地→B市（2022年1月1日時点の住所）

※必ずしも申請時の住所とは限りませんので注意してください。